

内閣府・男女共同参画推進連携会議におけるメンバーとしての婦人国際
平和自由連盟(WILPF)日本支部の最近(過去3年間)の活動報告

1) WILPF (Women's International League for Peace and
Freedom) の「概要」(別紙 1a,b—IX.)

1915年 結成の世界で最も古い女性の平和団体

第一次世界大戦中、オランダのハーグに平和を願う女性が集会を開き、
戦争終結後も国際女性会議を開くことが決定され、アジアからの参加がほ
しいとの書翰が日本女子大学の創立者に届いたことが日本支部結成の
発端となった。ただし、会員の出身校は問わない。

1948年 国連経済社会理事会の協議資格(ECOSOC)を取得し、以来
国連ロビー活動は、WILPFの活動の重要な柱となっている。

国連人権理事会や国連軍縮会議、国連女性の地位向上委員会でのロビ
ー活動を行っている。

<国連のロビー活動における特記すべき業績>

国連安全保障理事会決議1325号(2000年10月31日)(別紙 2)採択
へのロビー活動

1325号はジェンダーを取り上げた初めての安保理決議である。

決議の起草から採択まで、NGOが積極的に関与した点が特徴である。

採択から10年を経て、現在の課題は確実な実施である。

WILPF本部は、各国政府に1325号国内行動計画の策定を求めるキャンペーンを行っている。

* WILPFについては、安保理決議1325で随分中心的な活動をしておられるし、それ以外にも国連、特にCSWの場で随分中心的なイベントもなさっている(後出 橋本ヒロ子氏講演より抜粋)

2) WILPF日本支部の概要(別紙 1)

1921年に結成され、1924年WILPF支部となる。第2次大戦後再構築を経て、1963年に現在の名称に改称されて現在に至る。

「主な活動」(別紙 1a-III. ① ～ ⑧)

過去3年間の主な活動(別紙 1a-III. ① ～ ⑧)のうち、①、⑤および⑥について以下、紹介する。

①平和・人権・軍縮・男女平等 などの大切さを広めるために、毎年、春にWILPF研修会としての講演会、秋に日本女子大学生涯学習総合センター(LLC)との連携講座を設け、青少年・一般を対象に開講している(別紙 1a-III.)。

WILPF研修会

2009年度

2009/05/16

講師： 野乃山忠致氏（元ヨルダン大使・元ノルウェー大使・前桜美林大学国際学部教授）

演題 「人道支援―“個人の尊重”の理念をめぐって」

2010年度

2010/05/15

講師 多田記子氏（WILPF 本部 国際実行委員）

演題 「WILPF International の活動」IBミーティングの報告(別紙 3)

講師 出淵敬子氏（日本支部会長）

演題 「第54回国連婦人の地位委員会(CSW)「北京+15」に参加して」
(別紙 4)

2011年度

2011/05/21

講師 ＊橋本ヒロ子氏 十文字女子大学副学長

（第55回国連婦人の地位委員会(GSW)日本政府代表）

演題 「女性の地位向上に関する国連の最近の動向と

NGOの果たす役割」

日本女子大学生涯学習センター連携講座

2009年度

2009/10/24

講師 黒崎 修子氏（国境なき医師団日本副会長）

演題 「増大する緊急医療援助・人道支援のリスク」～国境なき医師団の

現場では～

2009/11/21

講師 林 陽子氏（国連女性差別撤廃委員会委員・弁護士）

演題 「女性差別撤廃条約30年」

2010年度

2010/10/16

講師 臼杵 陽氏（パレスチナ研究者・日本女子大学文学部教授）

演題 「パレスチナ難民問題の起源」—1948年に故郷を追われて難民と

なったパレスチナ人の苦難の歴史を振り返る—

2010/12/11

講師 臼杵 陽氏（パレスチナ研究者・日本女子大学文学部教授）

演題 「ユダヤ国家イスラエルの現実パレスチナ難民問題の起源」—イス

ラエルによるパレスチナ人への強硬な姿勢の政治的な背景を探る—

20011年度

2011/10/01

講師 臼杵 陽氏（日本中東学会会長・日本女子大学文学部教授）

演題 「「アラブ革命」はなぜ起きたか」～中東政変の背景～

2011/10/15

講師 臼杵 陽氏（日本中東学会会長・日本女子大学文学部教授）

演題 「「アラブの春」はどこへ向かうのか」

⑤国際本部・各国支部に協力する(別紙 1a－III.)。

*日本支部からは、1325号の専門家である秋林こずえ氏がWILPF国際副会長として現在、活躍している。

*2010年、ニューヨーク市で開かれた国連安保理決議1325号採択10周年記念週間に秋林WILPF国際副会長が出席した。

*2011年、コスタリカのサンホセで7月末～8月第1週に開催されたWILPF総会には秋林氏、多田国際実行委員(別紙1－IV.)およびY－WILPF(別紙1a－IV.)の岡田氏の3名が出席した。その報告が今秋行われる予定である。

⑥（別紙 1a－III.）国際本部・各国支部の支援を目的、に平和を願うコンサートおよび映画会を開催している（別紙 3 第32回 WILPF コンサート 2010）。

<2011年度 新たな活動の立ち上げ>

婦人国際平和自由連盟日本支部（婦人平和協会）では、設立90周年の記念活動の一環として、青少年、特に学生たちにWILPFの活動を周知させることに力をいれる。

2011年度の10月の大学の学園祭に発表の場を設け、WILPFの活動の紹介とともに、内閣府の男女共同参画推進連携会議のアピールを行う予定である。学園祭には、父母、中高生、塾教師、他大学の学生たちの参加者が多数見込まれる。就職活動を行うに当たって、就職後の彼女たちの未来に対する方向性が指し示されることは、多くの女子学生の励みになることと期待している。

I. 目的と事業

本会は人種・宗教・政治・思想的立場を超え、恒久平和を願う女性の力を結集して、戦争のあらゆる原因を排除し、いかなる紛争も武力や暴力によることなく解決するために、自ら学び行動することを目的としています。この目的を達成するために次の事業・活動を行っています。

- ① 女性の地位向上および国際協力推進のための講演会・研究会などの開催
- ② 青少年の平和教育のためのセミナー・研修会など
- ③ 国際親善・異文化交流・相互理解推進など
- ④ 国際本部・各国支部への協力・交流
- ⑤ 会報『婦人と平和』の発行ならびに広報
- ⑥ 国内の平和活動でWILPFの主旨に適うものに参加
- ⑦ その他目的を達成するための事業

III. 主な活動

別紙 1 a

- ① 平和・人権・軍縮・男女平等等の大切さを広めるために日本女子大学生涯学習総合センター(LLC)との連携講座他を開講(青少年・一般)
- ② 環境に配慮した持続可能な発展の促進を实践
- ③ 「まなびピア」に長年にわたり参加(世界児童画展、写真展等)
- ④ 留学生支援
- ⑤ 国際本部、各国支部に協力
- ⑥ 上記の活動を支えるための平和を願うコンサートおよび映画会を開催
- ⑦ 「国際婦人年連絡会」「国連NGO国内婦人委員会」「国際人権規約完全実施促進連絡会議」の構成団体として、男女平等と国際平和実現に向けての活動
- ⑧ 日本語指導ボランティア養成講座修了生が日本語指導ボランティア活動を自主的に実践

IV. 組織

会長	副会長	財務	国内書記	国際書記
会計	理事	国際実行委員	監事	
Y-WILPF				

IX. Women's International League for Peace and Freedom (WILPF)

WILPFは1915(大正4)年、第一次世界大戦の最中、武器のない平和な世界を希求する、欧米諸国の女性たちが中立国のオランダ・ハーグに集まり、結成した世界で最も古い女性の平和団体です。

WILPFは、世界的な軍縮・女性に対するあらゆる権利・人種的正義・経済的公正の実現とあらゆる形態の暴力の廃絶を目指して活動しています。

国際本部(スイスのジュネーブ): 国連経済社会理事会の協議資格(ECOSOC)を1948年に取得し、以来、国連ロビー活動はWILPFの活動の重要な柱の一つです。ジュネーブの国際本部では、専従の事務局長(Secretary General)の他、専従のスタッフや団体としての運営を管理し、また、軍縮インターンと人権インターンとともに国連ジュネーブ本部でのロビー活動を行います。主に、国連人権理事会や国連軍縮会議を監視します。毎年3月8日の国際女性・平和デーでは、他のNGOとともに軍縮セミナーを開催します。

ニューヨーク国連事務所: 専従スタッフやプロジェクト担当スタッフ(国連安全保障理事会決議1325号の監視を行う「Peace Women プロジェクト」核廃絶活動を行う「Reaching Critical Will」)、インターン達が国連ニューヨーク本部でのロビー活動を行います。国連女性の地位向上委員会(Commission on the Status of Women)年次総会では参加NGOの中心的役割を担います。また、国連第一委員会や核不拡散条約(Non-Proliferation Treaty)見直し会議でも活発にロ

ビー活動をしています。

3年ごとに持ち回りで開催される国際総会で、次の総会までに取り組むべき重要課題を設定し、その実現に向けて地道な努力を続けています。

ジェーン・アダムス(初代国際会長)が1931年、エミリー・G・ボルチ(2代国際会長)は1946年、ノーベル平和賞を受賞しました。

X. 国際支部

アルバニア アオテアロア/ニュージーランド アルゼンチン
オーストラリア ベラルーシュ ボリヴィア ブルンジ カナ
ダ コロンビア チリ コンゴ コスタリカ デンマーク フ
インランド フランス フレンチポリネシア ドイツ インド
イスラエル イタリア 日本 レバノン ネパール オランダ
ノルウェイ パレスチナ ペルー フィリピン ロシア ルア
ンダ シエラレオーネ スリランカ スウェーデン スイス
イギリス アメリカ(2010年1月現在 36カ国)

婦人国際平和自由連盟 (WILPF) 日本支部

〒112-8681 東京都文京区目白台2-8-11

日本女子大学成瀬記念館分館内

TEL/FAX 03-3944-6730

URL: <http://www.wilpf.ne.jp>

E-mail: wilpf-j@galaxy.ocn.ne.jp

婦人国際平和自由連盟

日本支部



WILPF JAPAN

入会のお誘い

婦人国際平和自由連盟日本支部 2011年度の活動は次のものを予定しています。

5月 総会・研修会(21日) 桜楓館

研修会 橋本ヒロ子氏(十文字学園女子大学副学長)

『女性の地位向上に関する国連の最近の動向とNGOの果たす役割』

7月 第5回映画会『クララ・シューマン愛の協奏曲』(8日)

『婦人と平和』①発行

コンGRES(コスタリカ)に参加

10月LLC連携講座第1回(1日) 臼杵陽氏

1回(1日) 「アラブ革命」はなぜ起きたかー中東政変の背景

2回(15日) 「アラブの春」はどこへ向かうのかー中東政変の現状と展望

90周年記念事業(目白祭と共同企画)

11月 コンサート『与那城/バリトン・リサイタル』

(12日 津田ホール)

バザー(25日)

12月 『婦人と平和』②発行、平和集会

国連総会報告会に協力

3月 『婦人と平和』③発行

LLC報告書発行

読書会

① 国際本部機関誌等(英文)を読む会 毎月第4火曜日午後

② 現代を考える 毎月第4火曜日午後

入会申込

ふりがな

お名前

ご住所 〒

TEL/FAX

e-mail

入会後活動したいこと(具体的に)

下のいずれかを○で囲んでください

普通会员 3000円 学生会員 1500円

維持会員 5000円 賛助会員 10000円

振込先: 郵便振替

口座番号 00130-0-145096

加入者名 婦人国際平和自由連盟 日本支部

※FAXまたはe-mail(裏表紙記載)でお送りください

※いただいた個人情報は会内部に留めます。

国連安全保障理事会決議 1325 号

国連安全保障理事会決議（決議 1325）2000 年 10 月 31 日〈全 18 項目〉

安全保障理事会は、

1999 年 8 月 25 日付決議 1261 (1999)、1999 年 9 月 17 日付 1265 (1999)、2000 年 4 月 19 日付 1296 (2000)、2000 年 6 月 11 日付 1314 (2000)、および関連する議長声明を想起し、また 2000 年 3 月 8 日国連女性の権利と国際平和デーに際する議長の記者発表声明（S/C/6816）を想起し、

北京宣言及び行動綱領（A/52/231）および第 23 回国連特別総会「女性 2000：21 世紀に向けたジェンダー平等、開発、平和」成果文書（A/S-23/10/Rev.1）におけるコミットメント、とりわけ女性と武力紛争に関する事項を想起し、

国連憲章の目的および原則、そしてその下における、国際的平和と安全保障を維持するという安全保障理事会の主要な責任を留意し、

民間人、とりわけ女性と子どもが、難民や国内強制移住者を含む、武力紛争による被害者の圧倒的多数を占めており、またますます戦闘要員や武力装置の標的とされていることに対する懸念を表明し、これが結果的に持続的な平和と和解におよぼす影響を認識し、

紛争の防止および解決と平和構築における女性の重要な役割を再確認し、平和と安全の維持および促進における女性の平等な参加と完全な統合、紛争予防と解決に関わる意思決定における女性の役割を高める必要を強調し、

女性および女児の権利が紛争中また紛争後も守られるよう国際人道法および人権法を十分に改善する必要を再確認し、

地雷の除去と地雷に関する意識向上プログラムを促すうえで、あらゆる関係者が女性および女児の特別なニーズを考慮するよう保障する必要を強調し、

平和維持活動においてジェンダーの視点を早急に主流化する必要を認識し、またこのうえでは多面的平和支援活動におけるジェンダー主流化に関するウィンドホーク宣誓およびナミビア行動綱領（S/2000/693）に留意し、

紛争下における女性および子どもの保護、特別なニーズおよび人権に関し、すべての平和維持活動従事者に対する特別研修について述べた 2000 年 3 月 8 日理事会議長による記者発表声明における勧告の重要性を認識し、

武力紛争が女性および女児に与える影響についての理解、また女性および女児を保護し和平プロセスにおける完全な参加を保障する効果的な制度の整備が、国際的な平和と安全保障の維持および促進に重大な貢献をなしうることを認識し、武力紛争が女性および女児に与える影響に関するデータを集積する必要に留意し、

1. 紛争の予防、管理、解決に向けた活動を行う国内・地域・国際的な組織及び機関のあらゆる意思決定レベルに女性の参加がさらに促進されるよう加盟国に強く求める。
2. 紛争解決および和平プロセスにおける意思決定レベルに女性の参加を拡大することを求める行動戦略計画（A/49/587）を実施するよう国連事務総長に対し奨励する。
3. よりよい事務諸形態を追求するために、より多くの女性を特別代表や使節として任命す

るよう事務総長に強く求める。そのためにも人材登録名簿を定期的に更新し、よき人材を事務総長に提供するよう加盟国に求める。

4. 国連の現地活動、特に軍事監視、民間警察、人権及び人道に関する活動において女性の役割と貢献が拡大されるよう事務総長に対して強く求める。

5. 国連安全保障理事会は平和維持活動において、ジェンダーの視点に立った活動が行われることが望ましいことを表明する。適正に応じて現地の活動にジェンダーの要素を取り入れることを保障するよう事務総長に強く求める。

6. 女性の保護、権利、特別なニーズに関して、またあらゆる平和維持と平和構築の活動に女性が関わることの重要性を示す、研修ガイドラインや資料を加盟国へ提供するよう事務総長に対して要求する。これらの要素およびHIV／エイズに関する意識の向上に向けた研修を軍隊および民間警察の国家研修プログラムの中にも取り入れるよう加盟国に要請する。さらには、平和維持活動に従事する民間人も同様の研修を受けることを確保するよう事務総長に対して要求する。

7. 加盟国に対し、国連女性基金や国連児童基金、国連難民高等弁務官事務所、その他の関連基金やプログラムによって行われているジェンダートレーニングの努力に対して、資金的、技術的および事務所体制強化に向けた支援を自主的に拡大するよう求める。

8. 和平協定の交渉、実施の際には、全ての関係媒体が、ジェンダーの視点を取り入れることを求める。その取り組みには、以下の事項が含まれる。

(a)紛争後の帰還、再定住、社会復帰、社会への融合、再建のプロセスにおける女性・少女の特別なニーズに留意すること

(b)紛争解決のために、現地女性による平和のためのイニシアティブ、先住民による紛争解決のプロセス、和平協定の実施においてあらゆる機関の中に女性が関わることを支援する方策をとること

(c)特に憲法や選挙制度、警察、司法に関わる事項において、女性や女兒の人権を擁護し尊重することを保障するための方策をとる。

9. 武力紛争に関わるあらゆる当事者に対し、市民としての女性および女兒の権利と保護に関する国際法—とりわけ 1949 年のジュネーブ条約および 1977 年の追加議定書、1951 年の難民条約および 1967 年の追加議定書、1979 年の女性差別撤廃条約および 1999 年の選択議定書に関する 2000 年 10 月 31 日安全保障理事会プレスリリース S C / 6942 第 4213 会議、1989 年の子どもの権利条約および 2000 年 5 月 25 日の選択議定書等—を十分に尊重し、さらに国際刑事裁判所ローマ規定における関連条項についても留意するよう求める。

10. 武力紛争に関わるあらゆる関係者に、ジェンダーに基づく暴力、特にレイプやその他の形態の性的虐待、また武力紛争下におけるその他のあらゆる形態の暴力から、女性や女兒を保護する特別な方策をとることを求める。

11. すべての国家には、ジェノサイド（大量虐殺）、人道に対する罪、性的その他の女性・少女に対する暴力を含む戦争犯罪の責任者への不処罰を断ち切り、訴追する責任があることを強調する。またこれらの犯罪を恩赦規定から除外する必要性を強調する。

12. 武力紛争に関わるあらゆる当事者に対して、難民キャンプや居住地に住む人々の民間としての立場や人道的側面を尊重し、女性および女児の特別なニーズを考慮するよう呼びかける。こうした認識をもって、今後、難民キャンプや居住地整備を行うことも求める。安全保障理事会は、1998 年 11 月 19 日の 1208 号決議を喚起する。
13. 武装解除、動員解除および復興計画に携わるあらゆる関係者に対し、元戦闘員の女性と男性とでは異なるニーズがあることに留意し、またそれぞれの扶養者たちのニーズにも考慮するよう奨励する。
14. 国連憲章第 41 条項が適用される場合には、適切な人道的免責を考慮し、女性および女児には特別なニーズがあることをも考慮の上、民間人全体への影響について考慮すべきであることを再確認する。
15. 安全保障理事会はジェンダーの視点に立ち、女性の権利の確保も考慮しつつ任務を遂行することを表明する。これらは、現地および国際的な女性グループとの対話等をも通じて行うものである。
16. 事務総長に対し、武力紛争が女性と女児に与える影響や、平和構築における女性の役割、和平プロセスと紛争解決におけるジェンダーに関する側面の研究を実施するよう招請する。またさらに、安全保障理事会に研究結果を報告し、すべての国連加盟国がこの報告を活用できるようにするよう招請する。
17. 事務総長に対し、平和維持活動やその他のあらゆる女性や女児に関わる活動においてどの程度ジェンダー主流化が進展したかについて、安全保障理事会への報告に適切に盛り込むよう求める。
18. 上記事項に関し、積極的に把握しつづけることを決意する。

出典：「女たちの 21 世紀（33 号）」（アジア女性資料センター季刊、2003（平成 15）年）より引用

(10) 2010 年 (平成 22 年) 7 月 20 日

報告:IB ミーティング ②

多田 記子

1月にインドで行われたIB ミーティングでは、WILPFの新しいプロジェクトについて報告がありました。今回はこの「Changing Every Nation's Thinking on Security」と名づけられたプロジェクトについて紹介します。

このプロジェクトは名前のとおり、「国の安全保障政策に対する考え方を変えていこう」という取り組みです。WILPFはジェンダー、経済・社会の不平等、戦争、平和という問題が全てつながっているというホリスティックな視点で私達のおかれている状況を分析し、結果、「軍事力による安全保障政策では、真の安全は得られない」と結論づけています。このプロジェクトでは、2015年までに、多数の国連加盟国が軍事費を削減することを目標にしています。

日本においては、現在沖縄の米軍基地問題がメディアを騒がせています。これは、基地の移設問題ではなく、もっと根本的な問題を考える必要があるのではないのでしょうか。日本や他国における米軍基地の意味とは何か、日本の安全保障政策をどのように考えるのか、私達は、真剣に問い直し、議論を重ねる必要があると思います。

新事務局長 マデレーン・リース氏より

メッセージ

広義の意味において、女性、安全・安心、正義を重要視している私達全てにとって、WILPFはアイコンです。今日において、私達が国連に対し試みている安全という定義は、女性にとって意味があること、軍事費が社会や経済の権利においてどんな影響を与えているかということにしっかり注意を払うこと、原子力兵器は非合法であり、不道徳であること、ネットワークの必要性や協力すること、責任を持つ必要があることです。これらは、すでに95年も前にWILPFによって明言されていることです。95年前と現在とでは、文脈も変わり、表現されるメカニズムも変わっていますが、これらの根本的な問題は依然として残されています。WILPFのみなさんと一緒に、私たちのビジョンを発展させ、現実的な戦略を練り、WILPFの価値をしっかりと携え、その価値を前面に出しながら、活動を共にできることは、私にとって特別名誉だと思っています。

(WILPF International News より抜粋 翻訳:多田)

親愛なるWILPF日本支部の友人へ

WILPFのために素晴らしい活動を続けて下さっていることに、感謝します。このような素晴らしいNGOの事務局長をさせていただけたことを、大変嬉しく思っています。そしてまた私が事務局長に就任した際、最初に訪れた支部が日本支部であったことも、大変光栄に思っています。私の新しい仕事の役割は、以前から活動している核兵器廃絶です。また皆さんとお会いできる機会に恵まれる日があると信じています。本当にいろいろと有難うございました。 スージー・スナイダー

第32回WILPFコンサート2010

臼木あい ソプラノ・リサイタル

ピアノ 山岸茂人

日時: 2010年11月6日(土) 午後2時開演

会場: 津田ホール(JR千駄ヶ谷駅前)

会費: 5000円(全席自由)

★本年度の日本女子大学LLC連携講座は別紙のとおり

臼杵 陽氏 10/16, 12/11 パレスティナ問題 百年館

★今年も桜楓会のバザーにWILPF 日本支部として参加します。11月27日(土曜日)日本女子大学桜楓2号館 土曜日1日のみですが、献品、購入にご参加くださいますようお願い申し上げます。

★新入会員

須賀淑子 関口裕子 芝原妙子

高崎方子 西村陽子 今井佐智子

編集後記 5月の終わりに、国内外でそれぞれに大きな区切りがありました。沖縄の基地の問題と核拡散防止条約(NPT)再検討会議です。今までとは違う動きがあったことからほんの少し希望を持ちましたが、そうは簡単には変わりませんでした。「抑止力」のために使うお金・手間・心配りなどを人々のあたり前の暮らしのために使ったらその方がよほど抑止力として効き目があると思うのですが、そんな考えはあまいのでしょうか。抑止力の考え方は基地だけでなく核に関してもあり、「核が悪との考えに強い抵抗感」を持つ国もあるとか。それらの国々は、核保有国と非保有国の不平等をどう説明するのでしょうか。(T. S)



婦人と平和

婦人国際平和自由連盟日本支部
東京都文京区目白台 2-8-1
日本女子大学成瀬記念館分館
TEL/FAX 03-3944-6730
発行人 金子堯子
企画 編集委員会

2010 年度総会 会長交替挨拶および国連の報告

出渕敬子

皆様のご協力のお蔭で、2009 年度の活動計画を予定通り実施することができましたことは、大変うれしく心から感謝申し上げます。また 2 期 4 年間会長を務めさせていただき、抜けた点も多かったと思いますが、とにかく無事に今日を迎えることができましたのも、ひとえに理事をはじめ皆様方にご援助頂いたお蔭でした。幸い日本女子大学理学部教授金子堯子先生が新会長をお引き受けくださいましたので、よろしくお願い申し上げます。

この 4 年間をとおして最も気になったことは、会員数の減少でした。退会者数が新入会員の数を上回っている現状をなんとかして改善したいと努力しつつも、有効な対策を見出せず、現在 186 名に減ってしまいました。会員数さえ多くなれば、それでよいというわけではありませんが、90 年近い歴史をもつ日本支部が、ジェンダーの平等と平和な世界という理想の達成をめざして活動が続けていくためには、やはり一定の数の会員が必要であることは確かです。そうだとすれば、なぜ日本支部の会員数が減るのかを改めて考える必要があります。もっとも国内の他の女性団体でも同じ問題を抱えているところが多いと聞きますので、現在の日本社会の側にも問題があるのでしょうか、だからと言ってこの問題を等閑視するわけには行きません。現会員の一人ひとりが、危機感をもってこの問題を把握し、対策を考え、できることから実行していかなければならないと思う次第です。

さて例年行われる秋の LLC 連携講座では、国境なき医師団の黒崎伸子氏、国連差別撤廃委員会委員の林陽子氏に講演をお願いすることができました。どちらも私たちの活動につながる刺激的な内容でした。これに加え総会後の研修会で元駐ヨルダン大使の野々山忠致氏の人道支援についての講演があり、今年の「人道支援・女性の人権」のテーマは成功でした。そのほか映画会、秋のコンサート、バザーなど、皆様のご協力により盛況だったことはうれしいことです。さて過去一年の講演シリーズは、期せずして三つとも国連に関係がありました。ご存じのように、WILPF はジュネーブに本部を置くと同時に、ニューヨークにも国連事務所を置き、ECOSOC (国連経済社会理事会の協議資格) をもつ国連 NGO として、平和・軍縮・人権・女性・発展などに重点をおき、活発に活動しています。本部を通じて

日本支部に伝えられる情報の多くは、国連 NGO として WILPFer たちが取り組んでいる問題です。

「第 54 回国連婦人の地位委員会 (CSW) <北京+15>」は、北京大会から 15 年を経た記念の年 2010 年の 3 月 1 日から 12 日、ニューヨークの国連で開かれました。直前の 2 月 27、28 日には、「2010 年 NGO 世界女性フォーラム」が、マンハッタン (14th St.) で開かれ、各国女性のスピーチ、民族舞踊、音楽・素人ミュージカルなどで盛り上がっていました。参加した女性たちが、溢れんばかりの自分の意見・主張をもって来ていることは、ホールの通路で発言の順番を待つ女性たちの長蛇の列から、見てとることができました。日本人は列に並ぶ人はいないようでしたが、会員の松本 朗さんが研修で在ニューヨークでしたので、一緒に参加できたのは嬉しいことでした。いよいよ国連の会期が始まると、今回の参加者約 3700 名、370 団体の女性たちが、本会議、パラレル・イベント、サイド・イベントの 3 つの系統に分れている分厚いプログラムの中から、聞きたいものを選んで、国連の内外の会議場をわたり歩き、大きな学会に出ているような感じでした。聞きたいものが重なったり、満員止り止めだったり、地理的に遠すぎたり、体が一つでは足りないと思ったこともしばしばです。第 54 回 CSW は、第 4 回世界女性会議 (1995) のすべての女性の平等、開発、平和を目標とした「北京宣言」と「行動綱領」の実施状況の評価、および「ミレニアム開発目標達成に向けてのジェンダー視点導入」がテーマでした。各国代表はたった 5 分間で、自国の達成状況を発表していました。多くの国でジェンダー平等の進展があったものの、未だ完璧な達成は見られないとの指摘が聞かれました。「第 54 回 CSW」のめざすものは、主としてジェンダー平等と女性に対する暴力の根絶でしたが、この問題に関するアフリカの黒人女性たちの目覚めと意欲的で力強い活動は目を見張るものがありました。なお今回の CSW の成果として、次の決議が採択されました。1) 女性・女兒と HIV/AIDS、2) 紛争下における女性・児童の人質解放、3) パレスチナ女性の状況およびその支援、4) 女性の経済的地位向上、5) 妊産婦死亡率と女性の地位向上、6) 国連機能強化におけるジェンダー 4 機関の統合、7) FGM (女性性器切除) の撲滅です。

今回日本からは「日本女性監視機構」のメンバーを中心に約 30 名の女性が参加し、サイドイベント「日本における女兒・男児の教育」が行われ、注目されました。

【目 次】

会長交替挨拶 国連報告	1 頁
第 8 4 回 WILPF 日本支部総会	2~4 頁
国際婦人年連絡会の動き	4 頁
読書会 International Peace Update を読む	4 頁
スージーさん、ありがとう	5 頁

会計報告	6~7 頁
地球一周の船旅 (南米編)	8~9 頁
IB ミーティング②	10 頁
WILPF 新・旧事務局長の挨拶	10 頁
秋の行事 音楽会のご案内	10 頁
バザーのお知らせ、その他	10 頁